

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案
規制の名称	（１）農地所有適格法人の要件の追加（拡充） （２）農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充） （３）農業経営発展計画に係る特例（緩和） （４）農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設） （５）農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）
規制の区分	新設、緩和、拡充
担当部局	農林水産省 経営局 農地政策課、農村振興局 農村計画課
評価実施時期	令和５年１１月～令和６年２月
規制の目的、内容及び必要性等	（１）農地所有適格法人の要件の追加（拡充） 株式会社である農地所有適格法人が増加する中、拒否権付株式を発行している場合において、法人の業務執行が拒否権付株式を保有する株主（農業関係者以外の者）の意向に沿って行われ、農地取得後に農業用水・農薬の使用で地域とのトラブルが生じ、所有農地が遊休化する懸念が生じている事例があるなど、当該株式に係る種類株主総会における議決権の過半を農業関係者以外の者が占めると、農業関係者を中心とした法人の意思決定が困難となる。 このため、農地所有適格法人の議決権要件について、拒否権付株式に係る種類株主総会においても、農業関係者が議決権の過半を占めるべきこととする。 （２）農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充） 転用許可をする場合には条件を付けることができるとされており、技術的助言として付すべき条件を通知しているが、多様な転用事業が行われる中、運用上付した条件の違反については是正措置を講じ難いといった声が地方自治体等から挙げられている。 このため、農地転用許可をする場合は、当該農地転用が完了するまでの間はその実施状況について都道府県知事

等に報告すること等の条件を付けることを義務付ける旨を法律上明確にする。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

① 農地所有適格法人の要件に係る特例

物資又は役務の取引の相手方からの出資を通じて、経営発展を図ろうとする農地所有適格法人にあっては、農地法第2条第3項の農地所有適格法人の議決権要件により、農業関係者以外の者から十分に出資が受けられず、農業経営の発展の障壁となっている。

このため、農業経営発展計画の認定を受けた農地所有適格法人は、農地所有適格法人の議決権要件について、農業関係者が議決権の過半を占めるべきとされているところを、農業関係者が1／3超の議決権を占め、農業関係者又は物資若しくは役務の取引の相手方が議決権の過半を占めることとして適用する。

② 農地等の権利取得及び転用に係る特例

農業経営発展計画の認定を受けた者が、農地等の権利を取得する場合（転用を目的とする権利取得を含む。）又は農地を転用する場合には、農地法第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。一方、農業経営発展計画においては、農地等の権利を取得する場合又は農地を転用する場合には、当該計画の認定を受けなければならないこととしており、農地法に基づく事務手続との重複による負担が生じるため、当該計画に基づく取組が円滑に進まないおそれがある。

このため、農業経営発展計画の認定を受けた者が当該計画に従って農地等の権利を取得する場合（転用を目的とする権利取得を含む。）又は農地を転用する場合には、農地法第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。

(4) 農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画において、その農地等における営農計画を記載しているにもかかわらず当該農地等の権利を第三者へ移動させた場合、当該計画の達成に支障を及ぼすおそれがある。

このため、農業経営発展計画の認定を受けた者から第三者への農地等の権利移動（転用を目的とする権利移動を含む。）は、当該計画に当該権利移動が記載されて認定を受けている場合を除き不許可とする。

(5) 農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画に従って措置を講じず、認定要件等を満たしていないにもかかわらず農地所有適格法人の議決権要件の特例が適用されるおそれがある。

このため、農業経営発展計画の認定を受けた者は、定期的に農林水産大臣に措置の実施状況等を報告しなけれ

	ばならないこととする。
--	-------------

(1) 農地所有適格法人要件の追加（拡充）

想定される代替案	拒否権付株式以外の種類株式に係る種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めることとする。
直接的な費用の把握	
遵守費用	株式会社である農地所有適格法人が農地法第3条第1項の許可申請及び同法第6条の報告をする場合に、拒否権付株式を保有する者の氏名又は名称及び議決権の記載が追加的に必要となるが、当該申請又は当該報告に際し、1件当たり数分の追加作業時間しか発生しないと考えられるため、遵守費用の増加はほぼ想定されない。
行政費用	拒否権付株式を発行する農地所有適格法人から農地法第3条第1項の許可申請又は同法第6条の報告を受けた農業委員会は、確認項目に上記の記載事項が加わるものの、追加的な事務処理時間は1件当たり数分しか発生しないと考えられるため、行政費用の増加はほぼ想定されない。
直接的な効果（便益）の把握	本措置は、農地所有適格法人の要件の趣旨に即して農業関係者を中心とした法人の意思決定を確保するものであり、この措置を講ずることによって、農業関係者以外の者による法人の意思決定により、農地の不適正利用が行われる事態を防止することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	一部の農地所有適格法人については、拒否権付株式の株主構成の見直しが必要となるとともに、仮に、当該株主構成の変更をしない場合には、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるため、所有農地を売却し、使用貸借又は賃借の契約を解除し農地法第3条第3項第1号に規定する条件が付けられた契約を締結し直す必要が生じることとなる。 一方、本措置により農業関係者を中心とした法人の意思決定が担保され、不適正な農地利用が防止されることとなれば、当該農地所有適格法人の農業経営の改善、ひいては国民への食料の安定供給につながることを期待される。
費用と効果（便益）の関係	【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。 【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。 【効果（便益）】 定量化は難しいものの、本措置により農業関係者を中心とした法人の意思決定が担保されることで、農業関係者以外の者による法人の意思決定に起因する不適正な農地利用が防止されることが期待される。 以上から、明らかに効果が費用より大きいものと考えられる。

代替案との比較	本措置の目的は、農業関係者を中心とした法人の意思決定の確保であり、当該目的と関係性の乏しい種類株式についても要件を追加することは、申請又は報告をする農地所有適格法人及び書類の確認をする農業委員会の双方にとって、負担が過大となる。
---------	--

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）

想定される代替案	許可条件の明確化にとどめ、義務付けはしない。
直接的な費用の把握	
遵守費用	本措置は、これまで運用で付けることとしていた許可の条件について、法律において明確化するものであり、転用許可を受けた者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。
行政費用	これまで運用で付けることとしていた許可の条件について、法律において明確化するものであり、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。
直接的な効果（便益）の把握	運用での手続が法定化されることにより、転用許可を受けた者が許可条件を遵守することが見込まれるとともに、許可権者が、法定化された条件の違反を根拠として是正措置を講じやすくなることが見込まれる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	転用許可の際に必ず付けられる条件が法律上明確になることにより、申請者－許可権者間のトラブルが軽減され、許可権者による許可条件違反者に対する指導などの行政負担の軽減や、転用行為がより確実に申請通りに行われるようになることが期待できる。
費用と効果（便益）の関係	【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。 【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。 【効果（便益）】 定量化は難しいものの、本措置により申請者－許可権者間のトラブルの軽減が確保されることで、仮に許可権者である都道府県等を相手方とした訴訟を防止することとなれば、行政負担が軽減されるといった効果が期待される。 以上から、明らかに効果が費用より大きいものと考えられる。
代替案との比較	許可条件が法律上明確になることにより、申請者と許可権者の双方にとって、付ける可能性のある許可条件が明らかとなる一方、必ず当該条件が付いているかどうかは不明確であるため、許可条件を明確化するだけでは効果が十分

	に得られない。
--	---------

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

想定される代替案		ア 農地所有適格法人の要件に係る特例 農業関係者が占めるべき議決権の要件は設けず、農業関係者又は物資若しくは役務の取引の相手方が議決権の過半を占める要件のみとする。 イ 農地等の権利取得及び転用に係る特例 農地法に基づく農地等の権利取得及び転用の許可に係る手続と、農業経営発展計画の手続の重複を解消するものであり、代替案は想定されない。
直接的な費用の把握		
	遵守費用	農業経営発展計画に、物資又は役務の取引の内容、取引の相手方からの出資の内容、申請者に係る農用地に関する事項等を記載する必要がある。当該事項の記載に計 10 時間を要するとした場合、1 件当たり 22 千円の遵守費用が発生すると見込まれる。
	行政費用	ア 農業経営発展計画の認可権者である農林水産大臣は、当該計画の認定に当たって、講ずる措置等の妥当性、取引の相手方の適格性、農地等の権利移動及び転用が当該計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認する必要がある。当該確認に 3 時間を要するとした場合、1 件当たり 9 千円の行政費用が発生すると見込まれる。 イ 農業経営発展計画の認可権者である農林水産大臣は、当該計画の認定に当たって、農地等の権利取得又は転用が農地法の許可要件に該当することを、農業委員会又は都道府県知事等に協議し、その同意を得る必要がある。当該協議に 3 時間を要するとした場合、1 件当たり 9 千円の行政費用が発生すると見込まれる。
直接的な効果（便益）の把握		申請者である農地所有適格法人が、農業経営発展計画の認定を受けることで、議決権要件の緩和により、出資による資金調達を柔軟に行うことができ、農業経営の発展が期待されるほか、農地法に基づく権利取得等の許可がみなされることにより、 ・ 農地法に基づく許可に要する申請書類の作成費用が 1 件当たり 22 千円削減 ・ 農業委員会又は都道府県等への許可申請の負担が軽減 ・ 許可権者である農業委員会又は都道府県知事等については、農業経営発展計画の審査に係る農林水産大臣からの協議とは別に農地法に基づく許可に係る申請がなされる状況と比較して、申請書類の受付、要件の確認及び許可に

	要する行政費用が1件当たり8千円削減 といった効果が見込まれる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	農地所有適格法人の議決権要件が緩和されるとともに、農業経営発展計画の認定をもって、農地法に基づく農地等の権利取得及び転用の許可がみなされ、事務負担が軽減されることとなるため、 ① 認定を受けた法人が出資による資金調達を柔軟に行うことができること ② 申請者及び地方公共団体の事務負担を低減すること により、農業経営の発展を図る取組の促進、ひいては国民への食料の安定供給が図られる。
費用と効果（便益）の関係	【遵守費用】 1件当たり22千円の遵守費用が発生すると見込まれる。 【行政費用】 農地所有適格法人の要件に係る特例について1件当たり9千円、農地等の権利取得及び転用に係る特例について1件当たり9千円の行政費用が発生すると見込まれる。 【効果（便益）】 申請者である農地所有適格法人が、議決権要件の緩和により、出資による資金調達が柔軟に行うことができ、農業経営の発展が期待される。 また、申請者は、農地法に基づく許可に要する書類の作成費用が1件当たり22千円削減されることに加え、農業委員会又は都道府県知事等への許可申請の負担が軽減されることが見込まれる。また、許可権者である農業委員会又は都道府県知事等は、同法に基づく許可申請に係る事務手続に要する費用が1件当たり8千円削減されることが見込まれる。 以上から、農業経営の発展が期待される効果が見込まれるほか、全体として申請者及び許可権者の負担軽減に繋がる措置であるため、本措置は妥当な措置であると考えられる。
代替案との比較	① 農地所有適格法人要件に係る特例 議決権の水準が変わるだけであり、遵守費用及び行政費用については、規制案と同等と考えられる。一方、議決権の水準については、農地所有適格法人の要件の趣旨を没却するようなものとなってしまうため、議決権要件を緩和するとしても、農業関係者を中心とした法人意思決定が行われることが担保される水準とする必要がある。 このことを踏まえると、代替案については、農業関係者の議決権割合が1／3以下となり、特別決議事項（議決権の2／3以上の多数をもって決議）が農業関係者以外の者により決議されるおそれがあるため、代替案よりも規制案の方が適切である。 ② 農地等の権利取得及び転用に係る特例

	農地法に基づく農地等の権利取得及び転用の許可に係る手続と、農業経営発展計画の手続の重複を解消するものであり、代替案は想定されない。
--	---

（４）農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

想定される代替案	農業経営発展計画の達成に支障を及ぼす農地等の権利移動を制限するものであり、代替案は想定されない。
直接的な費用の把握	
遵守費用	農地等の権利移動の不許可要件を追加することに伴い、申請者（第三者）は、農業経営発展計画の認定を受けた者から、農林水産大臣へ提出した当該計画の写しを受領し、農業委員会への許可申請時に当該写しを添付することとなるものの、作成済みの計画の写しを受領するのみであるため、遵守費用の増加はほぼ想定されない。
行政費用	農地等の権利移動の不許可要件を追加することに伴い、農業委員会は、当該計画に当該権利移動が記載されて認定を受けていることを確認することとなるものの、追加的な事務処理時間は１件当たり数分しか発生しないと考えられるため、行政費用の増加はほぼ想定されない。
直接的な効果（便益）の把握	農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがある農地等の権利移動が制限され、農業経営の発展のための取組の促進が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	農業経営発展計画の認定を受けた者が、農地等の権利を第三者へ移動しようとする場合は、当該計画の変更が必要となるため、当該計画の認定を受けた者は１１千円程度、認定者である農林水産省は１件当たり９千円程度の費用の発生が見込まれる。
費用と効果（便益）の関係	【遵守費用】 １件当たり１１千円の遵守費用が発生すると見込まれる（副次的な影響）。 【行政費用】 １件当たり９千円の行政費用が発生すると見込まれる（副次的な影響）。 【効果（便益）】 定量化は難しいものの、本措置により農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがある農地の権利移動が制限されることで、農業経営の発展を図る取組の促進が期待される。 以上から、遵守費用及び行政費用が発生するものの、農業経営の発展が期待される効果が見込まれ、規制の創設による負の影響等も想定されないため、本措置は妥当な措置であると考えられる。

代替案との比較	農業経営発展計画の達成に支障を及ぼす農地等の権利移動を制限するものであり、代替案は想定されない。
---------	--

（５）農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

想定される代替案	農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画に従って措置を講じず、認定要件等を満たしていないにもかかわらず、農地所有適格法人の議決権要件の特例が適用されるおそれがないかを確認する手段であり、代替案は想定されない。
直接的な費用の把握	
遵守費用	農業経営発展計画の定期報告の記載事項に、措置の実施状況、出資の状況等の事項を記載することが見込まれる。当該事項の記載等に３時間を要するとした場合、１件当たり６千円の遵守費用が発生すると見込まれる。
行政費用	農業経営発展計画の認可権者である農林水産大臣は、当該計画の認定を受けた者からの定期報告を受け付けた場合には、措置の実施状況、出資の状況等が当該計画の認定要件を満たしているか等を確認する必要がある。当該確認に１時間を要するとした場合、１件当たり３千円の行政費用が発生すると見込まれる。
直接的な効果（便益）の把握	農業経営発展計画の認定権者である農林水産大臣が、認定を受けた者の取組状況を定期的に確認できるようになり、農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施が確保され、農業経営の発展を図る取組の促進、ひいては国民への食料の安定供給が期待される。
費用と効果（便益）の関係	【遵守費用】 １件当たり６千円の遵守費用が発生する。 【行政費用】 １件当たり３千円の行政費用が発生する。 【効果（便益）】 定量化は難しいものの、本措置により農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施が確保されることで、当該計画に従って措置を講じていないとして当該計画の認定を取り消される事態が防止されることが期待される。 以上から、遵守費用及び行政費用が発生するものの、農業経営の発展が期待される効果が見込まれ、規制の創設による負の影響等も想定されないため、本措置は妥当な措置であると考えられる。
代替案との比較	農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画に従って措置を講じず、認定要件等を満たしていないにもかかわらず

	らず、農地所有適格法人の議決権要件の特例が適用されるおそれがないかを確認する手段であり、代替案は想定されない。
--	---

その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	改正法施行後５年を目処として事後評価を実施する。
備考	—